

第 2 7 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 5 年 8 月 2 9 日（火）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年8月29日(火) 午前10時30分から 11時00分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(1人)

2番 吉 田 優

5. 議事日程

- | | |
|----|--|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について |
| 第2 | 会期の決定について |
| 第3 | 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
(農業委員会等に関する法律第31条該当) |
| 第4 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第5 | 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条該当) |
| 第6 | 議案第4号 農地法第5条の規定による許可について |
| 第7 | 議案第5号 農地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第31条該当) |
| 第8 | 議案第6号 農地法第18条の規定による通知について(追加議案) |
| 第9 | 議案第7号 農地利用集積計画の決定について(追加議案) |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹 羽	優
事務局次長	佐々木	正 人

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

みなさん、おはようございます。

ただいまより第 27 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございました。

連日暑い中、農作業も大変苦労していることと思います。ここ 2、3 日に関しては朝晩少し涼しくなっており、いよいよ秋の気配が漂ってくるのかなと思っております。

会長

農作物の発育は、この暑さのため道南のみならず全ての地域で進んでいるということです。水田関係は、そろそろ刈り取りが始まってくるのかなという状況です。わたくしごとですが、先日田んぼの下見に行きますと、今月末にはもう刈り取っていいのではという状態まですすんでおりました。馬鈴薯の収穫もまだありましたので少し焦ってしまうくらい、刈り取り時期の心配をしたところでした。

会長

また、今年の台風ですが、現時点で 11 号まで発生しております。今のところ北海道には影響はありませんでしたが、いつまたすぐに新しい台風が発生し、災害の恐れもないわけではありません。心配事の一つではあります。

会長

そういった中で、8 月 24 日に北海道農業会議臨時総会、翌日の 25 日に常設審議委員会が札幌で開催され、出席してまいりました。

北海道農業会議ですが、7 月に役員の改選がございました。会長に深川市の■■■■氏、副会長には函館市の■■■■氏と帯広市の■■■■氏が選任され執行体制が新しくなりました。また、22 名の理事のうち 12、3 名が変わるという、今までにない大幅な交代となりました。

会長

また、翌日の常設審議委員会でも、25 名の委員中十数名が変わったという動きがありました。

常設審議委員会の顔合わせで、農協関係など色々な方とご挨拶した中で、北海道信連の理事長が北檜山農協で参事や監事をやっておられた■■■■さんの息子の■■■■氏でして、話に花がさいて感慨深い時間を過ごさせて頂きました。

会長

それでは、本日の総会は議案第 7 号までございます。皆様と慎重審議で進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。簡単ではありますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

本日、2 番吉田委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は

事務局長	14名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。
事務局長	せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。
	【日程第1 会議録署名委員の指名について】
議長	「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、11番弥左委員、12番大口委員を指名いたします。この指名は、第27回総会開会中といたします。
	【日程第2 会期の決定について】
議長	「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。
	【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第31条該当）】
議長	「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第31条該当）」を議題といたします。
議長	事務局より説明願います。佐々木次長。
事務局	はい。議案1ページをご覧ください。 こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。
事務局	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第31条該当） 農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。 令和5年8月29日提出。せたな町農業委員会会長。
事務局	資料1ページをご覧ください。

事務局

番号 14 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 8 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、水田に戻したあと、賃貸または売買を考えているためでございます。

事務局

こちらにつきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権・使用貸借権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許否を決定するものとする。
令和 5 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。
番号 10 番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、すべて畑、面積があわせまして [REDACTED] m²、こちらの契約につきましては売買でございまして、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。こちらの理由につきましては、農地を購入して、営農に励みたいためでございます。

事務局

令和 5 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。

番号 1 番。申請者につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXXさんでございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、XXXXXXXXXX、現況地目が畑、面積が XXXXXX㎡の内 XXXXXX㎡、転用の目的につきましては、農業用倉庫の建設でございます。

転用事由の詳細につきましては、現在の格納庫が古く、資材置場及び作業場が手狭になったためでございます。転用期間は許可日から永久、位置図につきましては 7 ページ、8 ページの図 1、図 2 に掲載しております。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内の転用であり、既存の農業倉庫が古くなり、隣接する用地に農業用倉庫を建設するもので、効率的な経営につながるものと判断し、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について。

農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議へ意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。

令和 5 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 9 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和 5 年 7 月 28 日、第 26 回総会で審議いただい

事務局

た砂利採取のための一時転用でございます。

番号 10 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、現況地目は全て畑でございます。転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [REDACTED] m²、保安区域が [REDACTED] m²、採取数量が [REDACTED] m³、転用期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日、位置図・配置図につきましては、10 ページ、11 ページの図 3、図 4 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましては、令和 5 年 8 月 25 日の北海道農業会議第 5 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。

事務局

資料の 12 ページをご覧ください。

こちらにつきましても、令和 5 年 7 月 28 日、第 26 回総会で審議いただいた風況観測設置のための一時転用でございます。

番号 11 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、現況地目は畑でございます。転用の目的につきましては、瀬棚臨海風力発電所のリプレース計画検討に必要な風況データを取得するため、高さ 59.9m、支線・アンカーが中心の 26m 所に 3 ヶ所打ち込まむ風況観測装置を設置するためでございます。所用面積は [REDACTED] m²、転用期間は許可日から 1 年 3 ヶ月、位置図・配置図につきましては、13 ページ、14 ページの図 5、図 6 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましても、令和 5 年 8 月 25 日の北海道農業会議第 5 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 7 議案第 5 号 農地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 5 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 15 ページをご覧ください。

番号 90 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
の計 5 筆、面積が m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては 2023 年 8 月 29 日から 2026 年 8 月 28 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続でございます。

事務局

資料 16 ページをご覧ください。

番号 91 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
の計 9 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 8 月 29 日、対価の支払期限が 2023 年 12 月 15 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は 円でございます。

事務局

資料 17 ページをご覧ください。

事務局

番号 92 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 8 月 29 日、対価の支払期限が 2024 年 1 月 26 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

資料 18 ページをご覧ください。

番号 93 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 8 月 29 日、対価の支払期限が 2024 年 2 月 26 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農地法第 18 条の規定による通知について（追加議案）】

議長

「日程第 3 議案第 6 号 農地法第 18 条の規定による通知について（追加議案）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。追加議案 1 ページをご覧ください。

事務局

議案第 6 号 農地法第 18 条の規定による通知について
農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和 5 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料 1 ページをご覧ください。
番号 15 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 10 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局

こちらにつきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 農地利用集積計画の決定について（追加議案）】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 農地利用集積計画の決定について（追加議案）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。追加議案 2 ページをご覧ください。
議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 5 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料 2 ページをご覧ください。
番号 94 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

事務局

■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、■、■、
■、■、■、■、■、■、■、■、■、■、
■の計 14 筆、面積が ■m²、利用目的は普通畑と水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 8 月 29 日、対価の支払期限が 2024 年 2 月 28 日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が ■円、畑の単価が ■円、売買価格は ■円でございます。

事務局

こちらの計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 27 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 10 月 30 日

会議録署名委員

11 番

孫左輝彦

12 番

大口寧

議長

原田嘉博